

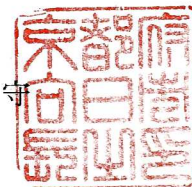


都市計画提案の判断に係る見解書

平成31年3月13日

森本東部地区まちづくり協議会
会長 清水 陽一 様

向日市長 安田 守



平成31年1月31日に提案された都市計画提案に係る市の判断及び見解について、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

都市計画の種類	京都都市計画 地区計画(森本東部地区)
位 置	向日市森本町の一部
面 積	約11.9ha
提 案 の 概 要	JR向日町駅東部地区の発展及び営農環境等の改善を図るため、保全する営農地や既存住宅地と、立地誘導を図る業務・製造・研究等の産業用地を区分し、各地区に応じた建築物等の用途、容積率、建蔽率等の制限及び必要な道路・公園等の地区施設の配置を定める。
市 の 判 断	本提案について、下記の見解により、都市計画の決定が必要と判断する。
判 断 に 係 る 市 の 見 解	<p>本提案は、提案地域が抱える農業従事者の高齢化や後継者の不在など営農に関する深刻な課題及び地域の活性化に対応するため、農地集約による将来的な営農環境の保全と地域の活性化に資する産業の誘導を意図したものである。</p> <p>提案内容は、提案区域において農地集約により営農環境の保全を図る農地地区(C地区)、産業誘致により地域の活性化を図る産業地区(A地区)などを定めるとともに、営農環境への配慮や良好な都市環境を形成するため、幅員9.5m及び6mからなる区画道路をはじめ、公園、環境緑地、緩衝緑地などの地区施設が配置されており、周辺住民等の利益も考慮した土地利用計画となっている。</p> <p>また、本提案は、第2次向日市都市計画マスタープラン改訂版に位置付けられた土地利用転換地区の土地利用方針に適合し、当地区にふさわしい新たな産業拠点の形成と営農環境の保全に資するものであることから、提案を踏まえた都市計画の決定が必要である。</p>

(備考) この見解書は、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により 平成31年3月13日に公表しました。